

令和 6（2024）年度諮問（情）第 5 号
答申（情）第129号

「県の担当課が保有する特定団体に関する文書の公文書部分開示
決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）で非開示とされた部分のうち、別表に掲げる部分は、開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和6（2024）年7月19日付けで、「A団体に対し障害福祉課が保有する文書（令和元年、2年、3年、4年、5年、各年度分）」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に対して、「B事業」及び「C事業」に係る文書（以下「本件公文書」という。）を対象公文書として特定し、令和6（2024）年8月2日付けで本件処分を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和6（2024）年8月23日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、令和6（2024）年11月21日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

理事、監事名が黒塗りでの開示であったことから、全面開示を求める。

2 本件審査請求の理由

特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）のルールとして開示されるのが一般的である。

第4 実施機関の主張要旨

A団体は任意団体であること、また、本件公文書に記載された理事名及び監事名は条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であることから、非開示としたものであり、本件処分は妥当と考える。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略) 審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法」（総務省行政管理局）によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」とされており、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「部分開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性又は不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、本件処分について、(1)の基本的な考え方及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分の妥当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があつたときには、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

実施機関は、第4のとおりに、本件公文書に記載されているA団体の理事名及び監事名部分を非開示とする本件処分を行ったため、この妥当性について以下検討する。

- (1) 対象公文書について

審査会においてインカメラ審理を行うため、本件公文書のうち、理事名及

び監事名の記載があるものの提示を実施機関に求めたところ、別表に掲げる公文書であった。

別表に掲げる公文書は、実施機関と委託契約を締結している団体として、その代表者に変更があったことを届け出たものであり、氏名及び理事、監事、理事長等の役職が記載されている。

(2) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（略）により特定の個人を識別できるもの」は同号ただし書に該当する情報を除き、非開示にすると規定している。

また、同号ただし書は、「ア 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」「ウ

当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、それぞれ同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ア 同号本文該当性について

審査会において、インカメラ審理を行ったところ、実施機関が非開示とした部分には氏名が記載されており、また、氏名が記載された文書はA団体の定期総会資料とされていることから、当該個人がA団体の理事又は監であることが分かる。

この文書及び氏名により特定の個人を識別することができるため、別表に掲げる開示すべき部分を除いた氏名は同号本文の非開示情報に該当する。

イ 同号ただし書該当性について

審査請求人は、NPO法人のルールとして理事名及び監事名は公開されるべき旨主張しているため、別表に掲げる開示すべき部分を除いた氏名が「ア 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当するかを検討する。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）によれば、NPO法人を設立しようとする者は、所轄庁から設立の認証を受けなければならない。また、内閣総理大臣及び所轄庁は、NPO法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参加を促進するため、NPO法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとされており、そのデータベースとして、NPO法人の情報が掲載された内閣府NPOホームページが整備されている。

当該ホームページにA団体の情報は掲載されておらず、実施機関の主張のとおり、A団体は任意団体であることから、同号ただし書アには該当しないと判断される。

また、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

したがって、別表に掲げる開示すべき部分を除いた氏名は、同号ただし書に該当せず、非開示情報である。

(3) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（（略）以下「法人等」という。）に関する情報（略）」であって、「ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」又は「イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当しないものは、同号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」を除き、これを非開示にすると規定している。

ア 代表者の氏名について

先に述べた別表に掲げる公文書の内容を踏まえると、記載された代表者の氏名については、団体を代表する者が当該団体の職務として行う行為に関する情報であると認められるため、条例第7条第2号の「個人に関する情報」に該当しない。

イ 条例第7条第3号該当性について

記載された団体の代表者の氏名が条例第7条第3号の非開示情報に該当するかを検討する。

同号に規定する法人等には多種多様なものがあり、その中には地域住民による自主的な活動団体など、代表者の氏名が公になることを予定していないものもある。そのような法人等においては、代表者の氏名が公開されることによって、代表者を見出すことが難しくなりその活動に悪影響が及ぶなど、法人等の事業活動を明らかに害すると認められる場合があり得る。そのため、法人等における代表者の氏名や代表者を特定し得る情報については、個別の法人等の性質を踏まえて同号該当性を判断しなければならない。

A団体は、実施機関から複数年にわたって「B事業」及び「C事業」を受託していることから、このような法人等においては、代表者についての情報が公開されても、法人等としての活動が危ぶまれるなどその活動を明ら

かに害するとまでは認められない。

したがって、代表者の氏名は同号の非開示情報には該当しないものと判断する。

3 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 (2024) 年11月21日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 7 (2025) 年 3 月18日 (第66回審査会第 2 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第 1 回審議
令和 7 (2025) 年 4 月22日 (第67回審査会第 2 部会)	・ インカメラ審理 ・ 第 2 回審議
令和 7 (2025) 年 5 月20日 (第68回審査会第 2 部会)	・ 第 3 回審議

栃木県行政不服審査会第 2 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
小 林 延 年	元栃木県農政部長	部会長職務代理者
篠 崎 文 男	社会福祉士	
杉 田 明 子	弁護士	
茂 木 明 奈	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)

別表

公文書	開示すべき部分
代表者の変更について (届出) (B事業に係るもの)	代表者及び前代表者の氏名 (届出の添付資料については、代表者の変更により判別する部分に限る。)
代表者の変更について (届出) (C事業に係るもの)	代表者の氏名